

尾張旭市選挙管理委員会（平成29年第2回）会議録

- 1 開催日時
平成29年6月1日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時31分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 玉置民夫
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子、三浦一輝
- 7 議題
第5号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について
第6号議案 選挙人名簿の登録について
第7号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第8号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第2回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、第5号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について、第6号議案 選挙人名簿の登録について、第7号議案 選挙人名簿の登録の抹消について、第8号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消についての計4件でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
-----	--

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず、規程改正関係の議案についてです。</p> <p>第5号議案について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、第5号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法の一部改正が行われ、選挙人名簿の登録につきましては、登録月の1日に登録する旨等の変更がなされました。</p> <p>規程につきましては、引用する条項番号が変更になっておりこれを整備しようとするものでございます。この法改正に伴いまして、これまで登録月の2日に選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿の登録を行っておりましたが、今後は1日に開催し、同日での登録となります。</p> <p>また、同法第30条の7で定められていた縦覧制度が廃止され、法の条文が削除されましたので、それに伴い、引用する条文を整備しようとするものでございます。</p>

	<p>さらに、同法第48条の2に定める期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」が追加されたことにより、関連様式を整備しようとするものでございます。</p> <p>加えて、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の条項を整備しようとするものでございます。</p> <p>第5号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第5号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決をとりたいと思います。第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第5号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、6月の定時登録に関する第6号議案、第7号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	それでは第6号議案、第7号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。

はじめに、第6号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。

先ほど、第5号議案で説明させていただきましたが、公職選挙法の改正に伴い、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する方を同日に登録することになりました。そのため、本日1日に6月の定時登録を行おうとするものでございます。

それでは、議案をはねていただきまして、「平成29年6月1日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、3月2日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている方となっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成11年3月3日から平成11年6月2日までの出生者、住所要件としましては、平成28年12月2日から平成29年3月1日までの転入者ということになります。

次に第7号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、3月2日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、平成29年3月2日から平成29年5月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成28

	<p>年 1 1 月 2 日 から平成 2 9 年 1 月 3 1 日 までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>なお、登録者名簿につきまして、これまでは公職選挙法第 2 3 条第 1 項の規定により、縦覧に供することとなっておりましたが、公職選挙法の改正に伴い、縦覧制度が廃止されたため、今回からは行いません。</p> <p>第 6 号議案及び第 7 号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
	(名簿確認)
委員長	では、第 6 号議案及び第 7 号議案について、何かご質問等ございませんか。
	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 6 号議案及び第 7 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 6 号議案及び第 7 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第 8 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 8 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 30 条の 11 の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して 4 か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このため、平成 28 年 1 月 2 日から平成 29 年 1 月 31 日までに国内の市町村において住民票が新たに作成された方でございます。</p> <p>このことにつきまして、2 名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて 4 か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の 3 月 2 日時点の登録者数、今回、6 月 1 日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回 2 名の方が減りますので、38 名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第 8 号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第 8 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 8 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 8 号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ で事務局から何かありますか。
事務局	○ 今年度の選挙啓発について 旭野高等学校の 2 年生と小学校 3 校の 6 年生を対象に 1 2 月から来年 2 月にかけて出前トークを行う予定 ○ 次回日程（予定） 平成 2 9 年 9 月 1 日（金） 午前 1 0 時から 於： 2 0 1 会議室
委員長	本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理 委員会を閉じさせていただきます。